

令和3年2月4日

建設業者団体の長様

兵庫県県土整備部長

「緊急事態宣言発令中！」の送付について

2月2日に、兵庫県への緊急事態宣言の発令期間が3月7日まで延長されました。県内では、新規感染者は減少傾向にありますが、重症病床使用率が50%を超えるなど、まだまだ医療体制は厳しい状況が続いています。

貴団体におかれましても、いのちと健康を守るため、テレワーク（在宅勤務）等による出勤者の7割削減などについて、さらなるご理解、ご協力をお願いします。

あわせて、貴団体傘下の会員に対し周知を図られるようお願いいたします。

担当：兵庫県県土整備部県土企画局総務課建設業室
神戸市中央区下山手通5-10-1
電話 078-341-7711内線4575